

教員養成セミナー2019年4月号
動画講義

13カ月完成
教職・一般教養
トレーニングブック

◆第8回◆教育法規②-1
学校教育に関する法規

講師：植竹 丘（共栄大学）

テーマ1

教職員の職務と配置

テーマ1

学校教育法第37条第1～3項

小学校には、校長、教頭、教諭、養護教諭及び事務職員を置かなければならない。

2 小学校には、前項に規定するもののほか、副校長、主幹教諭、指導教諭、栄養教諭その他必要な職員を置くことができる。

3 第一項の規定にかかわらず、副校長を置くときその他特別の事情のあるときは教頭を、養護をつかさどる主幹教諭を置くときは養護教諭を、特別の事情のあるときは事務職員を、それぞれ置かないことができる。

テーマ1

学校教育法第60条第1・2項

高等学校には、校長、教頭、教諭及び事務職員を置かなければならない。

2 高等学校には、前項に規定するもののほか、副校長、主幹教諭、指導教諭、養護教諭、栄養教諭、養護助教諭、実習助手、技術職員その他必要な職員を置くことができる。

3 第一項の規定にかかわらず、副校長を置くときは、教頭を置かないことができる。

テーマ1

学校教育法第37条各項

6 副校長は、**校長に事故があるとき**はその職務を代理し、**校長が欠けたとき**はその職務を行う。この場合において、副校長が二人以上あるときは、あらかじめ校長が定めた順序で、その職務を代理し、又は行う。

8 教頭は、**校長**（副校長を置く小学校にあつては、校長及び副校長）**に事故があるとき**は校長の職務を代理し、**校長**（副校長を置く小学校にあつては、校長及び副校長）**が欠けたとき**は校長の職務を行う。この場合において、教頭が二人以上あるときは、あらかじめ校長が定めた順序で、校長の職務を代理し、又は行う。

テーマ1

学校図書館法附則2

学校には、平成十五年三月三十一日までの間（政令で定める規模以下の学校にあつては、当分の間）、第五条第一項の規定にかかわらず、**司書教諭を置かないことができる。**

学校図書館法附則第2項の学校の規模を定める政令

学校図書館法附則第2項の政令で定める規模以下の学校は、学級の数（略）が**11以下**の学校とする。

テーマ1

学校教育法第37条各項

- 4 校長は、校務をつかさどり、所属職員を監督する。
- 5 副校長は、校長を助け、命を受けて校務をつかさどる。
- 7 教頭は、校長（副校長を置く小学校にあつては、校長及び副校長）を助け、校務を整理し、及び必要に応じ児童の教育をつかさどる。
- 9 主幹教諭は、校長（副校長を置く小学校にあつては、校長及び副校長）及び教頭を助け、命を受けて校務の一部を整理し、並びに児童の教育をつかさどる。
- 10 指導教諭は、児童の教育をつかさどり、並びに教諭その他の職員に対して、教育指導の改善及び充実のために必要な指導及び助言を行う。
- 11 教諭は、児童の教育をつかさどる。

教員養成セミナー2019年4月号
動画講義

13カ月完成
教職・一般教養
トレーニングブック

◆第8回◆教育法規②-2
学校教育に関する法規

講師：植竹 丘（共栄大学）

テーマ2

学校教育の諸手続き

テーマ2

学校保健安全法第19条（出席停止）

校長は、感染症にかかっている、かかっている疑いがあり、又はかかるおそれのある児童生徒等があるときは、政令で定めるところにより、出席を停止させることができる。

学校保健安全法第20条（臨時休業）

学校の設置者は、感染症の予防上必要があるときは、臨時に、学校の全部又は一部の休業を行うことができる。

テーマ2

学校保健安全法第11条（就学時の健康診断）

市（特別区を含む。以下同じ。）町村の教育委員会は、学校教育法第十七条第一項の規定により翌学年の初めから同項に規定する学校に就学させるべき者で、当該市町村の区域内に住所を有するものの就学にあたって、その健康診断を行わなければならない。

学校保健安全法第13条第1項（児童生徒等の健康診断）

学校においては、毎学年定期的に、児童生徒等（通信による教育を受ける学生を除く。）の健康診断を行わなければならない。

学校保健安全法第15条（職員の健康診断）

学校の設置者は、毎学年定期的に、学校の職員の健康診断を行わなければならない。

テーマ2

独立行政法人日本スポーツ振興センター法 施行令第5条第2項第一～四号

前項第一号，第二号及び第四号において「学校の管理下」とは，次に掲げる場合をいう。

- 一 児童生徒等が，法令の規定により学校が編成した教育課程に基づく授業を受けている場合
- 二 児童生徒等が**学校の教育計画に基づいて行われる課外指導を受けている場合**
- 三 前二号に掲げる場合のほか，児童生徒等が休憩時間中に学校にある場合その他校長の指示又は承認に基づいて学校にある場合
- 四 児童生徒等が**通常の経路及び方法により通学する場合**

テーマ2

学校教育法施行規則第1条第1項

学校には、その学校の目的を実現するために必要な校地、校舎、校具、運動場、図書館又は図書室、保健室その他の設備を設けなければならない。

小学校設置基準第9条第1項ほか

校舎には、少なくとも次に掲げる施設を備えるものとする。

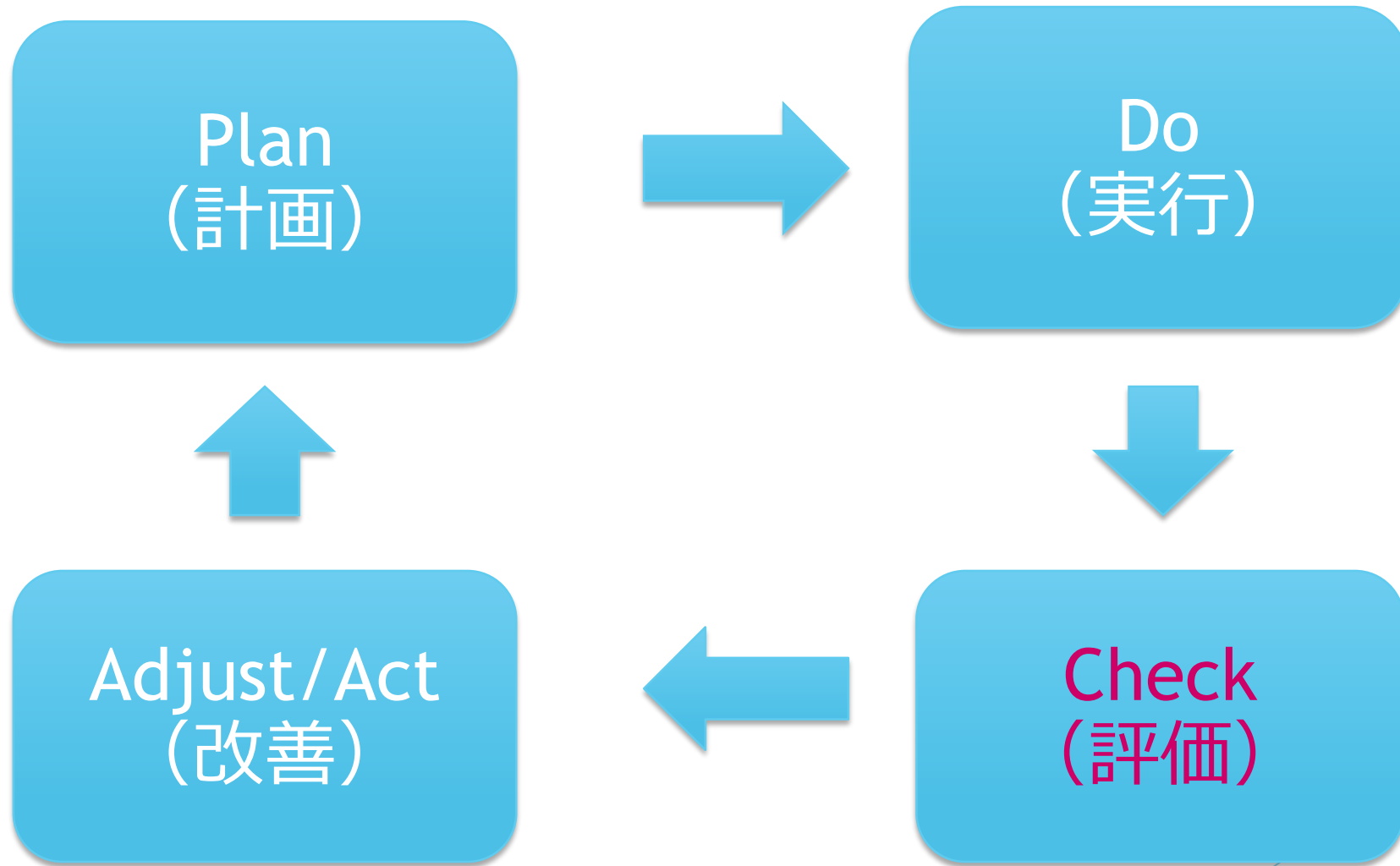
- ・ 教室（普通教室・特別教室等）
- ・ 図書室、保健室
- ・ 職員室

テーマ2

学校教育法第42条

小学校は、文部科学大臣の定めるところにより当該小学校の教育活動その他の学校運営の状況について評価を行い、その結果に基づき学校運営の改善を図るため必要な措置を講ずることにより、その教育水準の向上に努めなければならない。

cf.) PDCAサイクル



学校評価の主体による分類

種類	根拠法令	内容・主体	
自己評価	学校教育法施行規則第66条	学校の教職員による評価	義務
学校関係者評価	学校教育法施行規則第67条	保護者・地域住民によって構成された学校関係者評価委員会が、自己評価の結果について行う評価	努力義務
第三者評価	なし	外部専門家等による評価	任意

テーマ2

学校教育法第43条

小学校は、当該小学校に関する保護者及び地域住民その他の関係者の理解を深めるとともに、これらの者との連携及び協力の推進に資するため、当該小学校の教育活動その他の学校運営の状況に関する情報を積極的に提供するものとする。

教員養成セミナー2019年4月号
動画講義

13カ月完成
教職・一般教養
トレーニングブック

◆第8回◆教育法規②-3
学校教育に関する法規

講師：植竹 丘（共栄大学）

テーマ3

時間関係，学校備付表簿等

テーマ3

学校教育法第33条

小学校の教育課程に関する事項は、第二十九条及び第三十条の規定に従い、**文部科学大臣**が定める。

学校教育法施行規則第51条

小学校（略）の各学年における各教科，道徳，外国語活動，総合的な学習の時間及び特別活動のそれぞれの授業時数並びに各学年におけるこれらの総授業時数は，別表第一に定める授業時数を標準とする。

テーマ3

学校教育法施行令第29条

公立の学校（大学を除く。）の学期及び夏季、冬季、学年末、農繁期等における休業日は、市町村又は都道府県の設置する学校にあつては当該市町村又は都道府県の教育委員会が、公立大学法人の設置する高等専門学校にあつては当該公立大学法人の理事長が定める。

学校教育法施行規則第60条

授業終始の時刻は、校長が定める。

時間関係の決定権限の違い（公立学校）

事項	決定権限
教科・科目ごとの標準 授業時数	文部科学大臣
学期及び長期休業日	設置者（市町村又は都道府県）の教育委員会
授業終始の時刻	校長

テーマ3 問1

学校教育法施行規則第28条第1・2項

学校において備えなければならない表簿は、概ね次のとおりとする。

- 一 学校に係のある法令
- 二 学則，日課表，教科用図書配当表，学校医執務記録簿，学校歯科医執務記録簿，学校薬剤師執務記録簿及び学校日誌
- 三 職員の名簿，履歴書，出勤簿並びに担任学級，担任の教科又は科目及び時間表
- 四 指導要録，その写し及び抄本並びに出席簿及び健康診断に関する表簿
- 五 入学者の選抜及び成績考査に関する表簿
- 六 資産原簿，出納簿及び経費の予算決算についての帳簿並びに図書機械器具，標本，模型等の教具の目録
- 七 往復文書処理簿

2 前項の表簿（第二十四条第二項の抄本又は写しを除く。）は、別に定めるもののほか、5年間保存しなければならない。ただし、指導要録及びその写しのうち入学，卒業等の学籍に関する記録については、その保存期間は、20年間とする。

テーマ3 問2

学校教育法施行規則第24条第2・3項

2 校長は、児童等が**進学**した場合には、その作成に係る当該児童等の指導要録の**抄本又は写し**を作成し、これを進学先の校長に送付しなければならない。

3 校長は、児童等が**転学**した場合には、その作成に係る当該児童等の指導要録の**写し**を作成し、その**写し**（転学してきた児童等については転学により送付を受けた指導要録の写しを含む。）及び前項の**抄本又は写し**を転学先の校長に送付しなければならない。

テーマ3 問2

学校保健安全法施行規則第8条第2・3項

2 校長は、児童又は生徒が**進学**した場合には、その作成に係る当該児童又は生徒の**健康診断票**を進学先の校長に送付しなければならない。

3 校長は、児童生徒等が**転学**した場合には、その作成に係る当該児童生徒等の**健康診断票**を転学先の校長に送付しなければならない。